平成２７年（フ）第１６０号
千葉県旭市イの1326番地　養護老人ホーム東総園
債務者　井上　昌子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
新潟県三条市東三条１丁目３番25号
債務者　山田　　慶
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１号
静岡県富士市今泉５丁目15番31号　ハイツ今泉１－Ｄ号、前住所静岡市清水区蒲原5265番地の８
債務者　坂下のり江
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１００４号
大阪府河内長野市末広町６番17号
債務者　光延　千恵
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０６５号
大阪府河内長野市清見台３丁目16番16号
債務者　津村　江美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８２号
大阪府高石市西取石３丁目16番１－206号
債務者　村上　奈央
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０５号
大阪府河内長野市木戸３丁目11番５－206号
債務者　岩田久仁子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０６号
大阪府松原市阿保２丁目85番地の６－305号
債務者　寺田　忠彦
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１１４号
堺市西区鳳北町７丁23番地　ソファレグリーン102号、前住所堺市西区津久野町３丁32番８－202号
債務者　善福　麻理
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２６号
堺市中区田園776番地７
債務者　安達久仁彦
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２７号
堺市中区田園776番地７
債務者　安達喜美枝
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
大阪府南河内郡河南町大宝２丁目４番20号
債務者　長堀　文子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目８番38－308号
債務者　小原　　勝
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
堺市東区南野田22番地１　ファミール北野田206号
債務者　前田　房代
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
堺市堺区山本町２丁57番地32　黒崎ビル203号、前住所堺市堺区出島町２丁７番50－305号
債務者　後藤　孝史
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３号
山口県宇部市末広町８番10号
債務者　ベイビーダッシュこと　濱田　剛士
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１号
北海道岩見沢市北本町東１丁目４番３－201号　イズミハイツⅡ
債務者　諏訪　幸男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第９号
北海道室蘭市本輪西町３丁目250番地、前住所北海道室蘭市宮の森町４丁目20番16号
債務者　岩橋　秀樹
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係